

## 労災保険給付の内容

注) 下記の他に、傷病保障年金、介護保障給付があります

保険給付の種類※1)	支給事由	給付内容	特別支給金
療養補償給付 療養給付	業務災害または通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合	労災病院または労災指定病院等において必要な治療が無料で受けられます。 また、労災病院または労災指定病院等以外の病院において治療を受けた場合には、治療に要した費用が支給されます。 (※2)	特別支給金はありません
休業補償給付 休業給付	業務災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合 (※3)	休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額が支給されます。	休業特別支給金  休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額を支給
障害補償給付 障害給付	【障害（補償）年金】 業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合  【障害（補償）一時金】 業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合	【障害（補償）年金の場合】 第1級は給付基礎日額の313日分 ～第7級は給付基礎日額の131日分 が支給されます。  【障害（補償）一時金】 第8級は給付基礎日額の503日分 ～第14級は給付基礎日額の56日分 が支給されます。	障害特別支給金  第1級 342万円 ～第14級 8万円 を一時金として支給
遺族補償給付 遺族給付	【遺族（補償）年金】 業務災害または通勤災害により死亡した場合（年金額は遺族の人数に応じて異なります）  【遺族（補償）一時金】 ①遺族（補償）年金の受給資格をもつ遺族がない場合  ②遺族（補償）年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族（補償）年金の受給資格をもつ方がいない場合で、すでに支給された年金の合計額が支給基礎日額の1000日分に満たない場合	【遺族（補償）年金の場合】 遺族の人数によって支給される額が異なります。 (遺族1人の場合) 給付基礎日額の153日分または175日分 (※4) (遺族2人の場合) 給付基礎日額の201日分 (遺族3人の場合) 給付基礎日額の223日分 (遺族4人以上の場合) 給付基礎日額の245日分  【遺族（補償）一時金の場合】 (左欄の①の場合) 給付基礎日額の1000日分 (左欄の②の場合) 給付基礎日額の1000日分からすでに支給した年金の合計金額から差し引いた額	遺族特別支給金  遺族の人数にかかわらず300万円を一時金として支給
葬祭料 葬祭給付	業務災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合	31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。	特別支給金はありません

※1 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に対して支給される保険給付の名称です。

※2 原則、給付の範囲は健康保険に準拠しています。

※3 休業（補償）給付については、特別加入者の場合、所得喪失の有無にかかわらず、療養のために補償の対象とされる範囲（業務遂行性が認められる範囲）の業務または作業について全部労働不能であることが必要となっています。全部労働不能とは、入院中または自宅就床加療中もしくは通院加療中であって、補償の対象とされる範囲（業務遂行性が認められる範囲）の業務または作業ができない状態をいいます。

※4 遺族（補償）年金の受給資格者である遺族が1人であり、55歳以上または一定の障害状態にある妻の場合には、給付基礎日額の175日分が支給されます。